

改正災害対策基本法と改正消費者安全法にみる地域の 個人情報保護と利活用の課題～自治体先行事例からの発展的考察

岡本 正^{†1}

2013年改正の災害対策基本法には、「避難行動要支援者名簿」の作成義務を自治体に課し、平常時からの支援機関との名簿情報共有を促す規定が盛り込まれている。特に平常時の情報共有を実現するには、条例を策定するか、審議会を活用することが不可欠になる。また、2014年改正の消費者安全法により、県や市町村に「消費者安全確保地域協議会」の設置が可能になった。協議会の構成員の間では、消費生活上特に配慮を要する消費者の個人情報の共有が可能になる。自治体が条例を別途策定したり、審議会を活用したりするまでもなく、個人情報の共有が実現する。これらの法改正を踏まえると、消費者安全法に基づく協議会を広く活用することで、同時に避難行動要支援者情報や災害時要援護者情報の共有も可能になり、一定の範囲では、平常時の見守り支援と災害対策が一体的に推進される余地があると思われる。

Issues Seen in the Revised Disaster Countermeasure Basic Act and the Revised Consumer Safety Act on the Protection and Use of Personal Information in Regions

TADASHI OKAMOTO^{†1}

In 2013, the Disaster Countermeasure Basic Act was revised. It imposes an obligation on the local government to create a list of people requiring assistance during a disaster. It also encourages the sharing of such list among stakeholders within the local government. In 2014, the Consumer Safety Act was revised. The Act prescribes the establishment of councils to prevent consumer damage. Sharing the list of elderly people and victims of consumer crimes is admitted among members of the council. This article discusses the relationship of these two acts with reference to precedents of the local government.

1. はじめに

本稿は、2013年6月に改正された災害対策基本法及び、2014年6月に改正された消費者安全法のうち、各法令が地方公共団体（以下自治体という場合がある）が保有する個人情報の取扱いについて言及している部分について考察を加え、地域の個人情報政策の在り方について検証又は提言をすることを狙いとしている。すなわち、2013年改正の災害対策基本法には、避難行動要支援者名簿の作成義務化など、災害時に備えた自治体の個人情報の利活用政策にとって大きなインパクトをもたらす改正案が盛り込まれている。また、2014年改正の消費者安全法には、「消費者安全確保地域協議会」など、ステークホルダーが平常時から個人情報を共有したうえで、高齢者等を支援する仕組みの構築を促す改正案が盛り込まれている。これら2つの改正法自体の関係性と、今後自治体とすべき地域の情報政策について、先進的な自治体における災害対策条例、見守り条例等を

参照しつつ、考察を試みる。

まず、2. では、災害対策基本法と消費者安全法の該当条項について解説する。3. では、各法律が自治体の個人情報政策や個人情報保護条例に及ぼす影響について考察する。そして、4. では、モデルとなる先行事例（東京都足立区及び横浜市）を参照しつつ、各法律の関係性を指摘する。最後に、5. では、各法律に基づく制度の相乗効果を発揮する政策の在り方を提言する。

2. 災害対策基本法と消費者安全法の改正

2.1 2013年災害対策基本法改正（個人情報関係）

2013年6月成立の「災害対策基本法等の一部を改正する法律」では、個人情報を地域で活用するための新たな制度として、避難行動要支援者名簿の作成と活用ルールの整理、災害時の安否確認の制度化、被災者台帳の制度化が盛り込まれた。このうち避難行動要支援者名簿の作成と活用に関する検討が、後述の消費者安全法と関係する。そこで、以下に条文を示したうえで、必要最小限の解説を加えることとする。

（条文）

「（避難行動要支援者名簿の作成）

^{†1}岡本正総合法律事務所。弁護士。中央大学大学院公共政策研究科客員教授。慶應義塾大学法科大学院非常勤講師。元内閣府行政刷新会議事務局上席政策調査員。

Attorney-at-Law (Tadashi Okamoto Law Office)
Chuo University Graduate School of Public Policy (Visiting Professor),
Keio University Law School (Part-time instructor),
Ex-Cabinet Office Government Revitalization Unit (Senior Director for General Policy Planning).

第49条の10 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。」（下線部筆者）

（解説）

「避難行動要支援者名簿」の作成が自治体の法律上の義務とされたことを意味する。2014年4月1日から施行されている。各自治体は、既に避難行動要支援者名簿を完備していなければならない建前である。この避難行動要支援者の概念は、従来内閣府その他で使われていた「災害時要援護者」（内閣府や日本弁護士連合会によれば、障害者、高齢者、要介護者、妊婦、子ども、外国人、難病者等が指摘されている）の概念よりは、やや対象者が狭い。ただし、自治体の各現場では、定義上の区分けはあまり大きな意味を持たないと考えられる。厳密に避難行動だけに限定したリストアップが現実的に困難であることは明らかであり、まずは、災害時において助けが必要とされる住民を一定の基準で広くリストアップすることが通常の実務対応にならうかと思われる。

（条文）

「（名簿情報の利用及び提供）

第49条の11 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第九十九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。」（下線部筆者）

（解説）

「避難行動要支援者名簿」記載の「名簿情報」を、実際に災害時にこれを活用すべき官民のステークホルダーである「避難支援等関係者」と共有するためのルールについて、従来の解釈を確信的に記載したものである。すなわち、緊急時（災害時）には、同意なくして名簿情報（個人情報）の第三者提供が可能になり、それ以外の場面では、各自治体の個人情報保護条例やその他の条例の運用に委ねるという規定である。わざわざ当然のことを確信的に法律で記載した趣旨は、個人情報保護条例などの効果的な解釈運用方針が自治体の現場に浸透していない現実を踏まえてのことである。最低限の義務を課し、自治体の防災リーガル・リテラシーを担保すると同時に、引き続き自治体の創意工夫による個人情報共有政策を促している条文である。

名簿情報の提供先は、条文では、消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等が列挙されているが、これはあくまで例示である。消防団や町会自治会などの地縁団体も当然加えるべきであろうし、地域の実情に応じて、マンション管理組合、医療・福祉・介護機関、公益性のある専門士業団体、地域の中核を担う企業体（漁協や農協等）、自衛隊も担い手になりうる。自治

体の個性に応じて「地域防災計画」を柔軟に定めることが求められる。

具体的な名簿情報の共有の場面としては、①本人の同意がある場合、②同意がなくても、各自治体の個人情報保護条例によって同意以外の要件に該当する場合、③同意がなくても、各自治体の震災対策条例や見守り条例等の個人情報保護条例以外の条例が共有を認めている場合、④災害時において住民の生命・身体を保護する場合、に整理できる。

2.2 2014年消費者安全法改正（個人情報関係）

2014年6月6日に成立した「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律」は、所謂「景品表示法」の改正案のほかに、「消費者安全法」の一部改正案を含むものである。本稿では、この消費者安全法の一部改正のうち、特に地域における個人情報の利活用に大きな影響を与える部分について解説を加える。

（条文）

「第11条の2 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、地方公共団体の長からの求めに応じ、消費者安全の確保のために必要な限度において、当該地方公共団体の長に対し、消費生活上特に配慮を要する購入者に関する情報その他の内閣府令で定める情報で、当該地方公共団体の住民に関するものを提供することができる。

2 地方公共団体の長は、内閣府令で定めるところにより、他の地方公共団体の長からの求めに応じ、消費者安全の確保のために必要な限度において、当該他の地方公共団体の長に対し、消費生活相談の事務の実施により得られた情報で、当該他の地方公共団体の住民に関するものを提供することができる。

3 国民生活センターの長は、内閣府令で定めるところにより、地方公共団体の長からの求めに応じ、消費者安全の確保のために必要な限度において、当該地方公共団体の長に対し、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあっせん及び当該苦情に係る相談の業務の実施により得られた情報で、当該地方公共団体の住民に関するものを提供することができる。」（下線部筆者）

（解説）

「消費者安全の確保のために必要な限度」において、国、自治体、独立行政法人国民生活センターが、その業務の実施により得られた住民に関する情報（その多くは個人情報として法律又は条例の規律を受けるはずである）を、その情報が必要な自治体に提供できるとするものである。施行通知（2014年6月13日消費者庁長官通知）では、「地方公共団体の長等は、他の地方公共団体の長からの求めに応じ、消費生活相談の事務の実施により得られた情報等を提供できることとされたこと。（第11条の2関係）」と説明されている。すなわち、共有が想定されているのは、消費者被害を与えたことで行政処分を受けた業者等が保有していた被害者

リストである。これらを共有し、自治体が二次被害の防止や日頃の見守り活動に役立てるという狙いである。

この情報共有は、「個人情報保護条例」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」との関係では、いずれも個人情報の第三者提供又は目的外利用に該当することになると思われる。第三者提供及び目的外利用の許容される要件である「法令」がこの消費者安全法の条文という位置づけである。個人情報の共有について自治体の政策に委ねる2013年改正災害対策基本法とは異なり、共有自体を法律が全国一律に規定している。地方自治体の個人情報政策に相当踏み込んだ条項であるとの印象を受ける。

（条文）

「（消費者安全確保地域協議会）

第11条の3 及び地方公共団体の機関であつて、消費者の利益の擁護及び増進に関連する分野の事務に従事するもの（以下この条において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域における消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、病院、教育機関、第十一条の七第一項の消費生活協力団体又は消費生活協力員その他の関係者を構成員として加えることができる。」

「（協議会の事務等）

第11条の4 協議会は、前条の目的を達成するため、必要な情報を交換するとともに、消費者安全の確保のための取組に関する協議を行うものとする。

2 協議会の構成員（次項において単に「構成員」という。）は、前項の協議の結果に基づき、消費者安全の確保のため、消費生活上特に配慮を要する消費者と適当な接触を保ち、その状況を見守ることその他の必要な取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成員が行う消費者安全の確保のための取組に関し他の構成員から要請があった場合その他の内閣府令で定める場合において必要があると認めるときは、構成員に対し、消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。」

（解説）

国及び自治体は、消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される「消費者安全確保地域協議会」（以下協議会という）を組織できるとされた。この協議会の構成員には、官民の幅広いステーク

クホルダーを取り込むことを予定している。消費者保護に直接関わる機関だけではなく、民間で消費者を顧客にする企業も、その一端を担うことが想定されている。例えば、銀行などの金融機関、コンビニエンスストアなどの小売業者も含まれるものと解されている。

加えて、特筆すべきは、協議会の構成員間での個人情報の共有に関する強力な規定を置いている点にある。すなわち、協議会において住民らの消費者被害を防止することを目的として、「情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成員が行う消費者安全の確保のための取組に関し他の構成員から要請があった場合その他の内閣府令で定める場合において必要があると認めるとき」には、「構成員に対し、消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる」としている。協議会は、「消費生活上特に配慮を要する消費者」の個人情報を、本人の同意なくして、あらかじめ構成員らで共有し、これを消費者保護の見守り活動などに利活用できるのである。災害対策基本法では、避難行動要支援者名簿記載の名簿情報の共有については、法律では、災害発生時等に限り、本人の同意なくして個人情報を共有できるとする統一規定を設置していた。ところが、消費者安全法では、広く消費者保護を目的として、個人情報の平常時からの共有を法律レベルで許容する規定になっているのである。

3. 改正法の個人情報保護政策への影響

前項の条文解説と重複する点もあるが、各法改正が自治体の個人情報政策に与える影響について簡単に考察する。

3.1 改正災害対策基本法と自治体の個人情報政策

避難行動要支援者名簿の作成義務は、自治体に法律上の義務を課すことになるので、自治体政策におけるインパクトは当然大きい。ここでの課題は、形式的な基準で自治体の各部署から名簿を寄せ集めただけでは、そこから漏れる住民が出てきてしまうという点である。障害等級や要介護度などは、一応の基準として有益であるが、それ以外の住民を拾い上げリストアップする手間をかけなければ、真に有益な避難行動要支援者名簿は作成できない。さらに、避難行動時という災害の瞬間での援護にのみ囚われることなく、その後の生活再建フェーズまで意識した名簿にしなければ、避難所や自宅で支援から取り残され生活再建が脅かされることが予想される災害時要援護者を拾い上げることができない。作成した名簿の実効性を担保するために自治体がかかるべき労力は大きいと考えられる。

また、災害時等以外の、平常時からのあらかじめの名簿情報の共有については、個人情報保護条例の解釈や、新規の条例策定に委ねられている。行政だけで災害時要援護者の支援が十分にできないことは論を待たないが、その担い手へ

の情報提供のスキームは、各自治体が独自に講じなければならぬ。個人情報保護条例では審議会の活用が求められ、新規条例としては、災害対策条例、名簿共有条例、見守り条例、孤立防止条例等の策定が急がれるところである。すべての自治体が、平常時からの情報共有を実現するために、何らかの政策アクションを起こすべきであると考えられる。

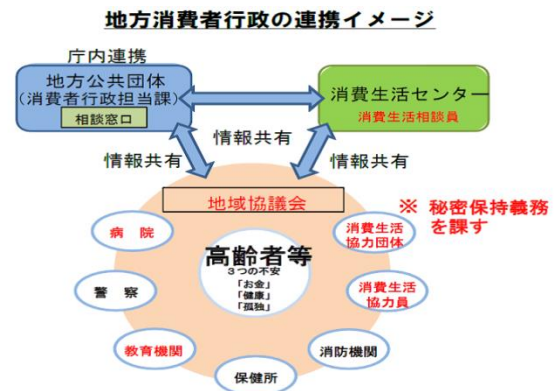
3.2 改正消費者安全法と自治体の個人情報政策

国、自治体、国民生活センターは、消費者保護政策を実施する当該自治体に対して、業務の上で取得した消費者被害者等の個人情報を、その求めに応じて提供できる。これを活用することができれば、被害者を再度の被害から守るための見守り支援が可能になる。政策を押し進めようとする自治体にとっては、個人情報の収集や提供についての問題が法律によってクリアされていることから、本人の同意や、個人情報保護条例等の他の条項の解釈運用を駆使するという手間もない。課題は、そのような情報を管理し、活用するための体制の整備のほうにこそあると考えられる。

この体制整備のために「消費者安全確保地域協議会」という協議会の設置が望まれる。法律上の守秘義務を課すことで、消費者保護におけるステークホルダーが、協議会の構成員となることができる。協議会では、一定の条件で、平常時から、構成員間で（協議会内で）消費者被害者等の個人情報を共有することが可能となっている。個人情報の第三者提供、目的外利用、本人外収集を気にすることなく、個人情報を扱うことができる点で、自治体の個人情報利活用政策には大きな後押しとなる法律が誕生したことになる（図1）。

課題は、やはり担い手の育成にあるのではないだろうか。金融機関や小売店が個人情報を取得することへの住民合意も得なければならない。そこで重要なのが、個人情報保護法制全体に対する地域のリテラシー向上である。個人情報の取扱いに対する過度の反応を解消し、正しく利活用できる環境の整備のためには、研修や勉強会が重要になるだろう。

図1 改正消費者安全法における情報共有イメージ（消費者庁作成資料より抜粋）



4. 先行事例にみる各改正法の活用場面

2つの先行事例を挙げて、災害対策としての個人情報共

有と、見守り活動としての個人情報共有の各場面について、支援者はどういう機関や専門職か、支援対象者である要援護者らは具体的にどのような住民かを見ていくこととした。横浜市事例は、2013年改正災害対策基本法が促す政策を先取りしている事例である。東京都足立区の事例は、2014年改正消費者安全法が目指す協議会の在り方の参考になる事例として、消費者庁の「消費者の安全・安心確保のための「地域体制の在り方」に関する意見交換会報告書（平成25年12月）」で取り上げられている事例である。

4.1 先行事例の解説①～横浜市「横浜市震災対策条例」

横浜市は、「横浜市震災対策条例」（以下横浜市条例という）を全面改正し、2013年10月1日から全面施行している。災害時要援護者の安否確認、避難誘導、救出救助等の支援活動に必要な体制の整備や、市民や地域の自主的な支えあいの取り組み支援を実施するため、災害時要援護者の個人情報（氏名、住所、年齢、性別）について、本人の同意なくして、自治体から自主防災組織等の支援者にあらかじめ提供することを認めることを内容としている（横浜市条例 12 条 2 項ほか）。

支援対象者は、在宅の災害時要援護者であり、具体的には、要介護3以上、65歳以上世帯、認知症の方、身体障害者、知的障害者、難病患者などである（横浜市条例施行規則 4 条）。

情報提供先の支援者は、自主防災組織、自治会町会、連合町内会、地域防災拠点運営委員会等などが明記されている（横浜市条例施行規則 4 条）。なお、地域包括支援センター及び民生委員は、条例制定以前の段階で、横浜市個人情報保護審議会により、個人情報の提供を受けることができるようになっていた。

横浜市条例が根拠となり、個人情報の提供に本人の同意は必要なくなっている。ただし、本人が拒否する場合には、提供をしないという取扱いである（横浜市条例 12 条 3 項）。

4.2 先行事例の解説②～東京都足立区「足立区孤立ゼロプロジェクト推進に関する条例」

東京都足立区では、「足立区孤立ゼロプロジェクト推進に関する条例」（以下足立区条例という）の制定により、孤立ゼロプロジェクト推進活動（調査活動及び寄り添い支援活動）に必要な高齢者や障害者の個人情報を、本人の同意なくして支援者等に提供できることになっている（足立区条例 8 条）。

支援対象者は、高齢者世帯、身体障害者手帳交付者、精神障害者保健福祉手帳交付者、愛の手帳交付者等である。

情報提供先の支援者は、町会自治会、民生委員、地域包括支援センター、警察署、消防署、登録制の寄り添い支援員などである（足立区条例施行規則 5 条、同 6 条）。

「孤立防止」という名目を掲げ、平常時から支援に関係する機関に対して個人情報を提供することを許容している。このスキームは、個人情報の取扱いに関する法制面からみれば、横浜市震災対策条例と何ら変わるところはない。すな

わち、個人情報保護条例において第三者提供の要件となっている「法令」に該当するのが、足立区条例ということになる。

4.3 先行事例と立法資料の比較検証

図 2 は、横浜市条例、足立区条例、及び 2014 年改正消費者安全法の立法関係資料（図 1）を手がかりに、災害対策基本法と消費者安全法がそれぞれ予定しているであろう、支援対象者と個人情報の提供先のである支援者の具体例をまとめたものである（参考文献 2）より抜粋改訂）。

図 2 支援対象者と支援者組織のまとめ

消費者安全法	法令	災害対策基本法
消費生活上特に配慮を要する消費者	個人情報共有すべき支援対象者	避難行動要支援者
障害者、高齢者、消費者被害者等	支援対象者の具体例	障害者、高齢者、難病者、要介護者、妊婦、乳幼児、外国人等の災害時要援護者
消費者安全確保のために、お金、孤独防止、健康に関する見守り、その他必要な取組	支援内容	避難の支援、安否の確認 その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（避難支援等、防災や見守り活動も含む）
消費者安全確保地域協議会及びその構成員（構成員として、病院、教育機関、消費生活協力団体、消費生活協力員、その他の関係者）	法令で明記されている支援者	避難支援等関係者（自治体担当部局、消防機関、都道府県警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難支援等の実施に携わる関係者等）
警察、消防機関、保健所、自治会・町会、民生委員、金融機関、小売業者等	先行事例、モデルケース、報道資料等から想定される支援者	自治会・町会、医療機関、福祉期間、地域包括支援センター、自衛隊、マンション管理組合、NPO 法人、企業等

災害対策基本法による災害時要援護者も、消費者安全法による消費生活上特に配慮を要する消費者も、その主要支援対象者は「高齢者」と「障害者」である。結局のところ、日常で消費者被害に遭いやすいとされている住民と、災害対策のために日常から見守り支援を継続すべき住民は、重なる場合が多いことがわかるだろう。

また、支援の担い手は、法令の文言や先行事例を分析する限りでは、自治体の担当部局を中心とし、自治会町会、民生委員、警察などが共通している。若干乱暴な仮説を立てれば、

災害対策基本法も消費者安全法も、施策の受け皿となる部局はほぼ同じか、連携しなければならないということが言えるのではないだろうか。

5. 災害対策と消費者保護の統合政策実現へ

5.1 課題のまとめ

2013年改正災害対策基本法も、2014年改正消費者安全法も、法律上記載された目的は異なる建前ではあるが、平常時からステークホルダーの間で地域の個人情報を共有するという手法で、住民の生命、身体、健康、財産などを保護することを目指しているという点は共通している。しかも、その支援の担い手たる支援者と支援対象者は、いずれの法律に基づく施策を実施する場合でも、重なるところが多い。

課題は、防災福祉部局による災害対策のための名簿と、消費生活部局による消費者被害防止のための名簿がそれぞれ個別に作成され、施策の執行もバラバラに実施される事態を避けるべきであるという点である。災害対策や消費者行政にのみ閉じた施策とならない工夫が必要である。

特に、消費者安全確保地域協議会では、「消費生活上特に配慮を要する消費者」という類型であれば、平常時から個人情報を協議会構成員で把握し、見守り活動を展開することができる。これは、災害時において支援を必要とする住民への見守りとほぼ重なるのではないだろうか。筆者の雑感ではあるが、「消費生活上特に配慮を要する消費者」という概念は、相当広い解釈をできる余地がある（その意味では今後の施行通知や解釈通知による政府解釈などが待たれるところである）。ここに、災害対策基本法が平常時からの情報共有を促している「避難行動要支援者」や実際に支援することになる「災害時要援護者」全般を含むことも可能ではないだろうか。

5.2 効率的かつ効果的な政策展開への提言

以上の考察を踏まえ、2013年改正災害対策基本法と2014年改正消費者安全法の統一的運用の重要性を提言する。特に、消費者安全法に基づく「消費者安全確保地域協議会」は、個人情報の共有を実現するには、相当に強力な法令である。「必要があると認めるときは、構成員に対し、消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。」という消費者安全法の条文は、各自自治体の個人情報保護条例に定められた第三者提供や目的外利用の一類型である「法令」に該当する。災害対策基本法では、平常時から情報共有するためには、法律上の定めではなく、各自自治体の条例解釈（多くは審議会の決議が必要ということになる）や、新規条例策定が必要であることと比較しても、その法律の強力が目立つ。筆者は、消費者安全確保地域協議会を、災害時要援護者の見守り支援に使える場合には（対象住民が重なる場合には）、積極的にこの協議会を利用し、個人情報の共有を法律に基づき

円滑に行う政策を立案することを提案したい。このためには、防災部局、福祉部局、消費生活部局の縦割りを打破し、部局横断的な政策立案をすることが求められるだろう。

先行事例として参考になるのは、滋賀県野洲市の事例である。同市消費生活相談窓口は、各種相談の第一窓口として機能するだけでなく、他の部署から提供される消費者被害や困窮者等の情報を集約して、ワンストップサービスによる包括的見守り支援等を実施している。また、同市の「多重債務者包括的支援プロジェクト」では、部署を横断して情報収集する横串組織として「市民生活相談課」が機能し、外部の専門士業らとも連携しながら（個人情報を共有しながら）、多重債務者の生活再建支援を実施している。かかる先行事例に学び効果的な個人情報政策の実現を期待したい。

参考文献

- 1) 岡本正「災害復興法学」, 慶應義塾大学出版会 (2014).
- 2) 岡本正・板倉陽一郎「パーソナルデータ法制のいま 政策担当者らが語る最新動向～日本組織内弁護士協会第4部会が勉強会を開催」, 第一法規別冊 IP vol.32 (2014). 同文献は勉強会講師を務めた筆者の発表のまとめとして執筆されているものであるが、内容の多くが本稿執筆のベースとなっていることを付言する。
- 3) 岡本正「災害対策基本法改正による自治体の個人情報保護と共有の実務への影響」, 情報処理学会研究報告 EIP, [電子化知的財産・社会基盤] 2014-EIP-63(4), 1-6, 2014-02-14E (2014).
- 4) 岡本正, 山崎栄一・板倉陽一郎「自治体の個人情報保護と共有の実務 地域における災害対策・避難支援」, ぎょうせい(2013).
- 5) 生水裕美「‘おせっかい’の取組——滋賀県野洲市の消費生活相談」, 都市問題, 2013年10月号 (2013).
- 6) 内閣府災害時要援護者の避難対策に関する検討会「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(2006).
- 7) 消費者庁「消費者の安全・安心確保のための「地域体制の在り方」に関する意見交換会報告書」(2013).
- 8) 消費者庁「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の概要 ～地方消費者行政の基盤強化等のために～」(2014).
- 9) 消費者庁「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の公布について（通知）」(2014).
- 10) 日本経済新聞 2014年2月24日朝刊「高齢消費者地域で守れ 自治体・金融機関情報共有促す 政府法改正へ」(2014).